

障害者控除対象者認定書の認定要領

1. 神戸市介護保険の要介護（要支援）の認定を受けている65歳以上の者を対象とする。
2. 障害者控除対象者認定書の申請者は、対象者の要件に該当する者又は扶養親族の者とする。
3. 障害者控除対象認定書の認定対象年の12月31日時点を認定有効期間に含む「介護保険要介護認定調査票」の項目を基に認定を行うものとする。
(※この要領は、令和2年1月1日以降の申請分より適用するものとし、同日以前の申請分については、従前の要領によるものとする。)

○ねたきり高齢者

- (1) ねたきり高齢者は、6ヶ月以上臥床しているねたきり高齢者であるため、「障害者控除対象者認定申請書」の「障害の状況」が、「1. 日常生活に支障のあるねたきり状態」のねたきりになった時期から6ヶ月以上経過していることを確認する。
- (2) 「介護保険要介護認定調査票」
 - ①「基本調査」の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がB又はCであること。
 - ②「ア. 歩行」の項目が「全介助」又は「一部介助」に該当し、かつ「イ. 排泄」「ウ. 食事」「エ. 入浴」「オ. 着脱衣」の4項目のうち、1項目以上で「全介助」「一部介助」に該当する場合は、『特別障害者』として認定する。

	全介助	一部介助	自立
ア. 歩行	1. 歩行不可能（ねたきり）	2. 付き添いが手や肩を貸せば歩ける	3. 杖等を使用して、かつ、時間がかかっても自分で歩ける。
	1-7「できない」	1-7「何かにつかまればできる」 かつ 2-1「一部介助」 かつ 2-2「一部介助」	
イ. 排泄	1. 常時おむつを使用している。 2. 夜間はおむつを使用する。	3. 介助があれば簡易便器ができる。 4. 自分で昼は便所、夜は簡易便器を使ってできる。	5. 自分で昼夜とも便所ができる。
	2-5「全介助」 又は 2-6「全介助」	2-5「一部介助」 又は 2-6「一部介助」	
ウ. 食事	1. 臥床のままで、食べさせなければ食事ができない。	2. スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる。	3. スプーン等を使用すれば、自分で食事ができる。
	2-4「全介助」	2-4「一部介助」	
エ. 入浴	1. 自分でできないので、すべて介助しなければならない。 2. 特殊浴槽を使用している。 3. 清拭を行っている。	4. 自分で入浴できるが、洗うときだけ介助を要する。 5. 浴槽の出入りに介助を要する。	6. 自分で入浴でき、洗える。
	1-9「できない」 かつ 1-10「全介助」又は「行っていない」	1-9「できない」 又は 1-10「一部介助」	
オ. 着脱衣	1. 自分でできないので、すべて介助しなければならない。	2. 手を貸せば、着脱ができる。	3. 自分で着脱ができる。
	2-10 かつ 2-11 「全介助」	2-10 かつ 2-11 「一部介助」	

○知的障害者に準ずる認定

- (1) 「障害者控除対象者認定申請書」の「障害の状況（精神の状況）」が、「1. 常時介護を要する重度の認知症の状態」又は「2. 外出時の介護を要する中・軽度の認知症の状態」に○があることを確認する。
- (2) 「介護保険要介護認定調査票」
- ①「基本調査」の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」がⅡ以上であること。
 - ②<Ⅰ>認知症の状況が1項目以上「重度」に該当し、かつ<Ⅱ>精神・行動障害の状況、又は、<Ⅲ>ねたきり高齢者の日常生活動作の状況が1項目以上「重度」に該当する場合は、『特別障害者（知的障害者重度に準ず）』として認定する。
 - ③<Ⅰ>認知症の状況が1項目以上「軽度・中度」以上に該当する場合は、『障害者（知的障害者（軽度・中度）に準ず）』として認定する。

<Ⅰ>認知症の状況

	重度	軽度・中度
ア. 記憶障害	<p>1. 自分の名前がわからない。寸前のことも忘れる。</p> <p>3-4 かつ 3-5「できない」</p>	<p>2. 最近の出来事がわからない。</p> <p>3-2、3-3、3-4、3-5のうちいずれかが「できない」又は 4-12「ある」</p>
イ. 失見当	<p>1. 自分の部屋がわからない。</p> <p>3-7「できない」かつ 3-9「ある」</p>	<p>2. 時々、自分の部屋がどこにあるのかわからない。</p> <p>3-7「できない」又は 3-9「ときどきある」</p>
ウ. 意思能力	<p>1. 意思の決定、意思の伝達が全くできない。</p> <p>3-1 かつ 5-3「できない」</p>	<p>2. 意思の決定、意思の伝達がほとんどできない。</p> <p>3-1「ほとんどできない」かつ 5-3「日常的に困難」</p>

<Ⅱ>精神・行動障害の状況

	重度
ア. 攻撃的行為	<p>他人に暴力をふるう</p> <p>4-11「ある」</p>
イ. 徘徊	<p>屋外をあてもなく歩き回る</p> <p>3-8 かつ 3-9「ある」</p>
ウ. 不穏興奮	<p>いつも興奮している</p> <p>4-3 かつ 4-6「ある」</p>
エ. 失禁	<p>常に失禁する</p> <p>2-5「全介助」又は 2-6「全介助」</p>
オ. 被害的	<p>物を盗られたなどと被害的になる</p> <p>4-1「ある」</p>
カ. 昼夜逆転	<p>昼夜の逆転</p> <p>4-4「ある」</p>
キ. 介護に抵抗	<p>介護に抵抗する</p> <p>4-7「ある」</p>

<Ⅲ>ねたきり高齢者の日常生活動作の状況

	重度
ア. 食事	<p>1. 臥床のままで、食べさせなければ食事ができない。</p> <p>2-4「全介助」</p>
イ. 入浴	<p>1. 自分でできないので、すべて介助しなければならない。</p> <p>2. 特殊浴槽を使用している。</p> <p>3. 清拭を行っている。</p>
ウ. 着脱衣	<p>1-9「できない」 かつ 1-10「全介助」又は「行っていない」</p> <p>1. 自分でできないので、すべて介助しなければならない。</p> <p>2-10 かつ 2-11「全介助」</p>

○身体障害者に準ずる認定

- (1) 「障害者控除対象者認定申請書」の「障害の状況（身体の状況）」が、「2. ねたきりではないが、日常生活に支障のある状態」、「3. ほとんど見えない状態」、「4. ほとんど聞こえない状態」のいずれかに○があることを確認すること。
- (2) 「介護保険要介護認定調査票」
- ①身体障害者に準ずるもの項目が1項目以上「重度」に該当した場合は、『特別障害者（身体障害者手帳 1・2級に準ず）』として認定する。
 - ②身体障害者に準ずるもの項目が1項目以上「中軽度」に該当した場合は、『障害者（身体障害者手帳 3級～6級に準ず）』として認定する。

身体障害者に準ずるもの

	重度（1・2級）	中軽度（3～6級）
視覚障害	両眼のきょう正視力の和が0.01以下のもの 1-12 視力「ほとんど見えない」	一眼のきょう正視力が0.02以下他眼のきょう正視力が0.6以下のもので両眼のきょう正視力の和が0.2を超えるもの 1-12 視力「目の前の視力確認表の図が見える」
聴覚障害	両耳全聾 1-13 聴力「ほとんど聞こえない」	40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの 1-13 聴力「かなり大きな声なら何とか聞き取れる」
肢体不自由 ※1 <上肢>	両上肢の機能の著しい障害 * 1-1「右上肢」かつ「左上肢」、 又は、1-2「肩関節」にあり かつ * 1-10、2-5、2-6、2-9、2-10、 2-11のうち4項目以上が「全介助」	一上肢機能の障害・両上肢の軽度の障害 * 1-1「一上肢」又は「両上肢」、 又は、1-2「肩関節」にあり かつ * 2-5、2-6、2-10、2-11のうち2項目以上が「見守り」又は「一部介助」
肢体不自由 <下肢>	両下肢の機能の著しい障害 * 1-1「右下肢」かつ「左下肢」、 又は、1-2「股関節」「膝関節」のうち 1関節以上にあり かつ * 1-6「できない」、かつ、1-7「できない」 かつ * 2-1「全介助」 かつ * 1-8「できない」	一下肢機能の障害・両下肢の軽度の障害 * 1-1「一下肢」又は「両下肢」、 又は、1-2「股関節」「膝関節」のうち 1関節以上にあり かつ * 1-6「何か支えがあればできる」、かつ、 1-7「つかまれば可」 かつ * 2-1「一部介助」 かつ * 1-8「何かにつかまればできる」
肢体不自由 <体幹>	座位・起立位・立ち上がりが困難 * 1-5「できない」 かつ * 1-6「できない」 かつ * 1-8「できない」、又は、 「何かにつかまればできる」	体幹の著しい障害 * 1-5「支えてもらえればできる」 かつ * 1-9「できない」